

別表 2・・【産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
	コード	大分類	中分類 小分類	
0100 燃えがら	0100	燃え殻		1.14
	0110		焼却灰	1.14
	0111		石炭灰	1.14
	0112		廃棄物の焼却灰	1.14
	0120		廃カーボン・活性炭	1.14
0200 汚泥	0200	汚泥(泥状のもの)		1.10
	0210		有機性汚泥	1.10
	0211		下水汚泥	1.10
	0220		無機性汚泥	1.10
	0221		建設汚泥(残土を除く)	1.10
	0222		上水汚泥	1.10
0300 廃油	0300	廃油		0.90
	0310		一般廃油	0.90
	0311		鉱物性油	0.90
	0312		動植物性油	0.90
	0320		廃溶剤	0.90
	0330		固形油	0.90
	0340		油でい	0.90
0400 廃酸	0400	廃酸		1.25
	0401		写真定着廃液	1.25
0500 廃アルカリ	0500	廃アルカリ		1.13
	0501		写真現像廃液	1.13
0600 廃プラスチック類	0600	廃プラスチック類		0.35
	0601		廃タイヤ	0.20
	0602		自動車用プラスチックバンパー	0.20
	0603		廃農業用ビニール	0.20
	0604		プラスチック製廃容器包装	0.10
	0605		発泡スチロール	0.02
	0606		発泡ウレタン	0.02
	0607		発泡ポリスチレン	0.03
	0608		塩化ビニル製建設資材	0.20
0700 紙くず	0700	紙くず		0.30
	0710		建設工場の紙くず	0.30
	0711		ダンボール	0.30
0800 木くず	0800	木くず		0.55
	0810		建設工場の木くず	0.55
	0811		伐採材・伐根材	0.55
0900 繊維くず	0900	繊維くず(天然繊維くず)		0.12
	0910		建設工場の繊維くず	0.12
1000 動・植物性残渣	1000	動・植物性残渣		1.00
4000 動物系固形不要物	4000	動物系固形不要物		1.00
1100 ゴムくず	1100	ゴムくず(天然ゴムくず)		0.52

別表 2・・【産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 産業廃棄物の種類	コード	産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
		大分類	中分類	小分類	
1200 金属くず	1200	金属くず			1.13
	1210		鉄くず		1.13
	1220		非金属くず		1.13
	1221			鉛製の管又は板	1.13
	1222			電線くず	1.13
1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1300	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00
	1310		ガラスくず		1.00
	1311			カレット	1.00
	1312			廃ブラウン管(側面部)	0.50
	1313			ガラス製廃容器包装	0.50
	1314			ロックウール	0.30
	1315			石綿(非飛散性)	0.50
	1316			グラスウール	0.20
	1317			岩綿吸音版	0.30
	1320		陶磁器くず		1.00
	1321			コンクリートくず	1.50
	1322			石膏ボード	0.30
	1323			ALC(軽量気泡コンクリート)	0.50
1400 鋳さい	1400	鋳さい			1.93
	1401			スラグ	1.93
1500 がれき類	1500	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			1.48
	1501			コンクリート破片	1.48
	1502			アスファルト・コンクリート破片	1.48
1600 動物のふん尿	1600	動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)			1.00
1700 動物の死体	1700	動物の死体(畜産農業から排出されたもの)			1.00
1800 ばいじん	1800	ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)			1.26
1900 13号廃棄物	1900	処分するために処理したもの(13号廃棄物)			1.00
2000 ◇建設混合廃棄物	2000	◇建設混合廃棄物			0.26
	2010		◇安定型建設混合廃棄物		0.26
	2020		◇管理型建設混合廃棄物		0.26
	2021			◇新築系混合廃棄物	0.26
	2022			◇解体系混合廃棄物	0.26
2100 ◇安定型混合廃棄物	2100	◇安定型混合廃棄物(内訳を入力する必要あり)			0.26
2200 ◇管理型混合廃棄物	2200	◇管理型混合廃棄物(内訳を入力する必要あり)			0.26
2300 ◇シュレッダーダスト	2300	◇シュレッダーダスト			0.26
2410 ◇建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	2410		建設混合廃棄物		0.26
<sup>2420</sup> ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2420		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		1.00
2430 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	2430		廃プラスチック類		0.35
2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2440		がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)		1.48
2450 紙くず(石綿含有産業廃棄物)	2450		紙くず		0.30
2460 木くず(石綿含有産業廃棄物)	2460		木くず		0.55
2470 繊維くず(石綿含有産業廃棄物)	2470		繊維くず(天然繊維くず)		0.12

別表 2・ ・【産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
	コード	大分類	中分類 小分類	
2500水銀使用製品産業廃棄物	2510		電池類 水銀電池、空気亜鉛電池	1.00
	2520		照明機器	0.15
	2521		照明機器 HIDランプ(水銀灯)	0.15
	2522		照明機器 蛍光ランプ・水銀ランプ	0.15
	2530		医薬品等	0.05
	2531		医薬品等 農薬	0.20
	2532		医薬品等 医薬品	0.05
	2540		電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品	1.00
	2550		水銀回収義務付け製品(計測器以外)	1.00
	2551		水銀回収義務付け製品(計測器以外)スイッチ及びリレー	1.00
	2560		水銀回収義務付け製品(計測器)	1.00
	2561		水銀回収義務付け製品(計測器)水銀体温計	0.28
	2562		水銀回収義務付け製品(計測器)水銀血圧計	0.48
2610水銀含有ばいじん等	2610		ばいじん	1.26
	2620		燃え殻	1.14
	2630		汚泥	1.10
	2640		廃酸	1.25
	2650		廃アルカリ	1.13
	2660		銹さい	1.91
3000 ◇廃自動車	3000		◇廃自動車	1.00
	3010		◇廃二輪車	1.00
	3011		◇バイク	1.00
	3012		◇自転車	1.00
3100 ◇廃電気機械器具	3100		◇廃電気機械器具	1.00
	3101		◇廃パチンコ機及び廃パチスロ機	1.00
	3102		◇プリント配線板	1.00
	3103		◇テレビジョン受信機	1.00
	3104		◇エアコンディショナー	1.00
	3105		◇冷蔵庫	1.00
	3106		◇洗濯機	1.00
	3107		◇電子レンジ	1.00
	3108		◇パーソナルコンピュータ	1.00
	3109		◇電話機	1.00
	3110		◇自動販売機	1.00
	3111		◇蛍光器具	1.00
	3112		◇冷凍庫	1.00
3210医療用計測器類	3211		水銀体温計(平成29年9月30日廃止)	0.28
	3212		水銀血圧計(平成29年9月30日廃止)	0.48
3500 ◇廃電池類	3500		◇廃電池類	1.00
	3510		◇鉛蓄電池	1.00
	3520		◇乾電池	1.00
3600 ◇複合材	3600		◇複合材	1.00

別表 2・ ・【特別管理産業廃棄物の種類および重量換算係数】

報告書に記載する 管理産業廃棄物の種類	特別 コード	特別管理産業廃棄物の種類			重量換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
		大分類	中分類	小分類	
7000 引火性廃油	7000	燃えやすい廃油			0.90
7010 引火性廃油(特定有害)	7010		燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		0.90
7100強酸(pH.2.0以下)	7100	ph2. 0以下の廃酸			1.25
7110強酸(pH.2.0以下・特定有害)	7110		ph2. 0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.25
7200強アルカリ(pH.12.5以上)	7200	ph12. 5以上の廃アルカリ			1.13
7200強アルカリ(pH.12.5以上)	7210		ph12. 5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.13
7300 感染性廃棄物	7300	感染性廃棄物			0.30
7400特定有害産業廃棄物	7400	特定有害産業廃棄物			1.00
	7410		廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		1.00
	7411		廃PCB等		1.00
7400特定有害産業廃棄物	7412		PCB汚染物		1.00
	7413		PCB処理物		1.00
	7421		廃石綿等(飛散性)		0.30
	7422		指定下水汚泥		1.10
	7423		鉱さい(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.93
	7424		燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.14
	7425		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		0.90
	7426		汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.10
	7427		廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.25
	7428		廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.13
	7429		ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.26
	7430		処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)		1.00
	7440		廃水銀等(処分するために処理したものを含むもの)		13.57

## 産業廃棄物の体積から重量への換算係数表（参考値）について

本報告書では、自社で産業廃棄物の排出量を「t(トン)」以外で管理している場合でも、「t(トン)」での報告が必要です。

- ・ 自社で換算係数を算出できない場合は、**別表 2**の右欄に記載している重量換算係数を使用し次式により換算できます。（体積及び排出量の推計が難しい場合は、廃棄物の原料製造業者に問い合わせるか、または性状の似た廃棄物を参考に排出量を算出してください。）

$$\text{【重量】 (t)} = \text{【体積】 (m}^3\text{)} \times \text{【重量換算係数】 (t/m}^3\text{)}$$

$$\text{【重量】 (t)} = \text{【リットル】 (ℓ)} \times 0.001 \times \text{【重量換算係数】 (t/m}^3\text{)}$$

注意 1 上記の換算係数はあくまでも 1 立方メートル当たりのトン数 (t/m<sup>3</sup>)

注意 2 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値です。

注意 3 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

また、自社で換算係数を算出できる場合は、その係数を使用して重量へ換算してください。また、実際に委託した廃棄物の処分場で計測した時の記録など、重量を把握している場合は、それに従ってください。